平成２３年（フ）第１２７１号
名古屋市熱田区木之免町507番地　Ｓｐｒｏｕｔｓ木之免202号
債務者　林　多可夫
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９６号
名古屋市北区八代町１丁目82番地　コーポ森の越201号
債務者　上坂通信こと　上坂　　守
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０６号
愛知県春日井市乙輪町２丁目98番地　あすなろ荘Ｂ―な号
債務者　富田　宗次
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４８号
愛知県一宮市三ツ井５丁目３番９号　マンション白峰101号室、住民票上の住所愛知県一宮市千秋町浮野字西望戸12番地
債務者　鬼頭　由美
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２４３号
兵庫県姫路市大塩町859番地１　アーバンハイツ梶原Ａ101号室、従前の住居兵庫県高砂市曽根町1004番地の８
債務者　岩田かほり（旧姓廣岡）
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２３号
香川県高松市国分寺町国分282番地14
債務者　長谷川広茂（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市川沿町３丁目14番19号
債務者　前島　臣政
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０５号
北海道苫小牧市川沿町３丁目14番19号
債務者　前島美由紀（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目25番22号
債務者　中野　琢也
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０９号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目22番地の12　メゾン・デュ・カルフール208
債務者　梶原　貴一
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
福島県二本松市作田217番地４　渡辺貸家Ａ棟、従前の住所福島県二本松市金色405番地２
債務者　岡崎　祐司
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
福島県二本松市作田217番地４　渡辺貸家Ａ棟、従前の住所福島県二本松市金色405番地２
債務者　岡崎由里子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３１号
福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下２番地の１　こいでアパート６号
債務者　舟山　悦子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
茨城県日立市東金沢町４丁目６番11―102号
債務者　石井　純子（旧姓堀邉）
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２４２号
石川県白山市道法寺町ハ71番地３　明光マンション301号室、従前の住所石川県白山市倉部町72番地
債務者　細川　美樹
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
金沢市諸江町下丁350番地１　ラシーヌ弐番館203号室、旧メゾンコスモスＢ―203
債務者　馬醫　摩紀
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２６６号
金沢市円光寺１丁目１番８号、従前の住所金沢市保古３丁目70番地
債務者　川村　　猛
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
金沢地方裁判所